

秘
農林水産省

調査年			都道府県		管理コード		食鳥処理場コード		



政府統計

統計法に基づく国の統計調査です。調査票情報の秘密の保護に万全を期します。

## 令和 年 畜産物流通調査 食鳥流通統計調査票

この調査は、農林水産省が統計法第19条第1項の規定に基づき一般統計調査として実施するものです。また、この調査票は統計を作成するためのみに使用するもので、課税など統計以外の目的には使用しませんので、ありのままを記入してください。

調査票の記入及び提出は、オンラインでも可能です。詳しくは同封の「オンライン調査システム操作ガイド」を御覧ください。

記入見本	1	2	3	4	5	6	7	8	9	0
------	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

食鳥の種類ごとの生体の処理量を記入してください。

食鳥の種類	令和 年1月～令和 年12月の生体の処理量											
	処理羽数 (千羽)						処理重量 (t)					
	前年(年)			本年(年)			前年(年)			本年(年)		
	千	百	十	万	千	百	十	万	千	百	十	万
肉用若鶏												
その他の肉用鶏												
廃鶏												

### 記入上の留意事項

- 「処理量」には、他の食鳥処理場から譲り受けた脱羽後のと体の処理量は含めないでください。
- 「処理重量」は生体重量とし、と体重量しか分からない場合は、「1.1」を乗じた生体換算重量で記入してください。

### 3 食鳥の種類について

**肉用若鶏**：食用に供する目的で飼養している鶏で、ふ化後3か月未満のものをいい、一般的に「ブロイラー」といわれるもので、肉用種、卵用種等は問わない。

**その他の肉用鶏**：食用に供する目的で飼養している鶏で、ふ化後3か月以上のものをいい、一般的に「地鶏」といわれるもの（シャモ、比内地鶏、名古屋コーチン等）をいう。

**廃鶏**：採卵を目的に飼養している鶏及び種鶏として飼養している鶏で、廃用されたものをいう。

(調査の対象から除外されるもの)

前述以外の食鳥（あひる、かも、あいがも、うずら、きじ、七面鳥、ほろほろ鳥等）

調査及び調査票の記入に当たってご不明な点等がありましたら、以下までご連絡ください。

【 問合せ先 】